

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 44 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 26 年 8 月 27 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 15 時 45 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内 議長	事務局	菊井事務局長 和田副主幹 平川係長
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	但し、(11) について、市が示す基準案及びニーズ調査結果を委員会へ報告することについて、委員長に一任することに決定した。		
	○ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について		
	(1) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について		
	(2) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成 25 年度評価版）について		
	(3) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について		
	(4) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(5) 滝川市休日夜間急病センター条例の廃止について		
	(6) 新型インフルエンザ等対策行動計画について		
	(7) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(8) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る支給状況について		
	(9) 平成 26 年度一般会計補正予算について		
	(10) 専決処分について（損害賠償額の決定）		
	(11) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集について		
	(12) 平成 26 年度介護保険特別会計補正予算について		
	(13) 地方分権改革第 3 次一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について		
	(14) 「老人ホーム緑寿園」の建替えについて		
	(15) 市民後見人養成講座の実施について		
	(16) 公の施設の指定管理者の公募について		
	2. 第 3 回定例会以降の調査事項について		

議

平成26年8月22日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年8月1日付け滝議第80号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課長補佐	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課係長	大 橋 晃 久
まちづくりセンター所長	工 藤 恒 裕
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課長補佐	杉 山 敏 彦
保健福祉部福祉課係長	堀 鋼 治
保健福祉部福祉課係長	池 田 茂 喜
保健福祉部子育て応援課長	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課係長	庄 野 憲 宗
保健福祉部子育て応援課係長	小 山 さゆり
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課主幹	柳 圭 史
保健福祉部介護福祉課係長	菅 野 尚 美
保健福祉部介護福祉課係長	鈴 木 勝 敬
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	相 澤 理佳子
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
保健福祉部健康づくり課長補佐	白 石 美 幸
保健福祉部健康づくり課係長	運 上 明 子
保健福祉部健康づくり課主査	岩 佐 享

(総務部総務課総務係)

第44回 厚生常任委員会

H26.8.27(水) 13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶(委員動静)

1. 所管からの報告事項について

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (資料) 保健福祉部
市民生活部

《市民生活部》

- (1) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について (資料) まちづくりセンター
(2) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(平成25年度評価版)について (資料) くらし支援課
(3) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について (資料) くらし支援課

《保健福祉部》

- (4) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 健康づくり課
(5) 滝川市休日夜間急病センター条例の廃止について (資料) 健康づくり課
(6) 新型インフルエンザ等対策行動計画について (資料) 健康づくり課
(7) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
(8) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る支給状況について (資料) 福祉課
(9) 平成26年度一般会計補正予算について (資料) 子育て応援課
(10) 専決処分について(損害賠償額の決定) (資料) 子育て応援課
(11) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集について (資料) 子育て応援課
(12) 平成26年度介護保険特別会計補正予算について (資料) 介護福祉課
(13) 地方分権改革第3次一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について (資料) 介護福祉課
(14) 「老人ホーム緑寿園」の建替えについて (資料) 介護福祉課
(15) 市民後見人養成講座の実施について (資料) 介護福祉課
(16) 公の施設の指定管理者の公募について (資料) 介護福祉課
福祉課

2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○開 会

第44回 厚生常任委員会

H26.8.27(水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第44回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長に出席をいただいております。傍聴として井上議員が出席しております。

本日非常に多くの案件報告がございますので、皆さんのご協力よろしく願いいたします。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

まず、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を求めます。

佐々木部長 ○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
条例説明の前に、最初に私のほうから一言お話しさせていただきます。

この条例は、複数の部課にまたがる関係条例の改正となりますが、法律の名称変更のみにとどまる条例となるため、母子世帯への支援に係る事務を主管する保健福祉部から提案させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

前田課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を受けますが、議案関連となっておりますので、ご留意願います。
質疑ございますか。

清 水 子ども・子育て支援計画策定の進捗状況について、子ども・子育て支援法にのっとった計画については、12月までに計画をつくっていくと、随時議会に報告がされるということが言われていましたが、常任委員会というのはまず必ずやるのは定例会前です。それ以外は随時ということだけれども、実質はそのほか1回ぐらいしかない。だから、子育て応援課、保健福祉部について言えば、今回報告がされると思っていたのですが、その辺を委員長にお伺いしたいと思います。

(「(11) でやればいい」と言う声あり)

委員長 保健福祉部からの報告事項(11)で出てきますので、今ここでの質疑にはなじまないのでは、よろしいでしょうか。

清 水 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 名前を変えるということで、対象が父子ということでふえるのだと思うのですが、父子の対象者というのはどれぐらいいるのかお伺いします。

前田課長 それぞれの法律によりまして捉え方が異なりますので、一概にこれぐらいという数字は押さえてございません。

窪之内 委員 議案関連なので、本会議のときに聞きます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、市民生活部より（１）、「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果についての報告をお願いいたします。

（１）「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

工藤所長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

ランタンフェスティバルですが、総事業費240万円のうちの50万円ということで、そのほかの190万円というのは非常に大きな金額です。たくさんの団体で実行委員会をつくられているということで、それぞれの団体の拠出金でほかは賄われていると思うのですが、場合によっては滝川市以外の他の補助金も受けられているのか等についてお伺いしたいと思います。

工藤所長

未来へつなぐ市民力推進事業、50万円以外では、北門信金まちづくり基金から20万円、北海道青年活動元気プロジェクト交付金が25万円、そのほか先ほど清水委員がおっしゃられたとおり、たきかわ観光協会から協賛金として20万円、それと商工会議所、こちらと同じく10万円と、そのほかにつきましてスポンサー等、企業からの協賛金が115万円ということになっております。

清水

観光協会と商工会議所というのは滝川市の補助金交付団体です。だから、お金に色はついていないので、こちらのほうから滝川市の補助金が回ってランタンに行くということにもなっているのかなと思うのですが、審査されている中でそういった点は検討というか、どういうふうに考えて審査されたのか、また全くそういったことについては議論されていないのか伺います。

工藤所長

収支のほうの予算、収入、支出につきましても一応審査会としては当然資料として事前にこの部分については目を通していただいているところでございますけれども、収入の今おっしゃられたような部分についての議論というのは特段されておりません。

清水

やはり補助金の適正化ということで、例えば国であれば同じ国が財源の補助は同時には受けないとか、そういうことをきちんと決められているかどうかはわかりませんが、一定の基準を設けていると思うのです。そういう点で、補助金交付団体から補助されると、さらにそれに直接補助をすると、そういう事業というのは、今回でいえばそんなに金額は大きくないので、これがだめだとは思いませんけれども、場合によっては事業の大半が2方向からの補助金ということもあるのではないかとということで、そういうものがあつた場合の審査はどうあるべきかについてお考えを伺いたいと思います。

工藤所長

今おっしゃられたとおり、一応他の補助、市の助成を受けていないという、これは要綱にもうたってございますので、今回は間接的ではありますが、これが直接何らかの補助があつたということであれば、当然その部分については減額するなり、そういった措置にはなろうかと思っておりますけれども、今回につきましては直接こちらのほうに補助が回っているということではないという解釈で認めているということでもあります。

清水

特に観光協会については、人件費補助だけで1,000万円を超えていると思うのです。さらに500万円の補助をしています。もし仮に観光協会の収支予算書の中でこの500万円から20万円だという考え方で観光協会がやっているとすれば、僕は

適切ではないと思うのです。商工会議所はまた別法律の補助金ですから、事業に対する補助ではないけれども、観光協会というのは事業に対する補助をやっているから、その辺は今後よくチェックされたほうがいいと思うのですが、今回はいいと思いますけれども、それについて精査していくことを要望したいと思います。

工藤所長

今後につきましては、今ご指摘もございましたので、そういったことがないということの確認もする中で適正に進めていきたいと考えます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成25年度評価版）についての説明を求めます。

(2) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成25年度評価版）について

大橋係長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内

こうした年次報告書が出ましたが、どんな形でこの報告書が活用されたり、このことについて何を通してどういった形で報告書が市民の中に知らされていくことになるのかお伺いします。

大橋係長

こちらの報告書につきましては、ホームページで必ず公開することになります。今後につきましては、環境市民大会等で報告させていただいて、市民の中で省エネルギーですとか、自然環境を大切にするような、そういう心を育んでいくような形に努めていきたいと思っております。

窪之内

ホームページということもあるのですが、せっかくこうやってペーパーで結果が出たということを、例えば広報を通じるとか、学校の環境授業に生かすとか、そういったことが今後の取り組みにおいて必要で、この結果に立って、雑紙回収が始まったからリサイクルをもっと上げようという市民意識を高める方向に持っていくということであれば、せっかくできたのだからもうちょっと活用したほうがいいかなと思うのですけれども、学校の環境授業等で活用されたことはないのでしょうか。

大橋係長

こちらの報告書に関しましては、出前授業で活用させていただいたり、本年度ですけれども、滝川市内高校生ボランティアチーム「エコ部」というような形で活動を展開しておりますし、そういった形で、年次報告書の全部ではないですけれども、中身のそれぞれ該当する部分を周知していくという形をとっていきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況についての説明を求めます。

(3) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について

大橋係長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水 最後に言われた北電調査で、96件のうち補助金の該当がほんの一部だということで、どんな要因が考えられますか。

大橋係長 太陽光発電を設置する場合は、既存住宅につけるよりも新築のほうが多い傾向にあります。新築で建てるとなると、市外のハウスメーカーが建てるということで、それと一緒にあわせて太陽光を設置することになり、市外のほうが多いというような認識でおります。

清水 市外のハウスメーカーのほうが新築の軒数が多いというのは、僕はそういう認識ではないのだけれども、大手のハウスメーカーは滝川にほとんど営業所がありますよね。そういう押さえでいいのですか。

大橋係長 市外のハウスメーカーが家を建てるのが多いかどうかというのは、今把握はしていないのですが、結果を見るとそういう形になっているということでございます。

清水 こういうふうになってくると、中間のハウスメーカーというのは別として、結局は市内に営業所のないところでつけているわけです。そうすると、制度がこれでいいのか。目的は大きく2つあって、1つは再生可能エネルギーが進む、もう一つは市内業者の育成という、両方あるけれども、これだけあると、市内営業所要件というのももちろん差をつけていいと思うのですが、普及するという目的に立てば、市外でも1万円は交付するとか、何かそのようなことについてはどう考えますか。

委員長 清水委員、制度のあり方がこれでいいのかということですか。

清水 制度のあり方、そのような抜本的なことまでは聞いていないです。

大橋係長 ただいまの清水委員のご質疑ですけれども、今後の制度のあり方について次年度以降検討していきたいと考えております。

清水 私は、決して市外業者でもいいと言っているのではないのです。市内業者でもっとつけられるようなことがあれば、それは最高ですが、難しいと思う。市外業者でもつくよとなれば、それはどんどんその傾向が進んでしまうから、僕は決してその方向は望まないのです。ただ、余りにもこうやって対象外というのが多い。私の要望なので、そうお酌み取りください。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

ここで所管の入れかえのため、休憩します。

休 憩 13:56

再 開 13:59

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事前に議案関連につきまして申し上げます。(4)、(5)、(7)、(9)、(10)、(12)が議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、保健福祉部より(4)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(4) 平成26年度一般会計補正予算について

長瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 高齢者の肺炎球菌ワクチンですが、このワクチンを打つことによって肺炎に全

くならないというわけではないと思うのですが、その辺の効果についてお伺いしたいと思います。

運上係長 肺炎球菌が原因による高齢者の肺炎は、全体の肺炎の約4分の1と言われております。おっしゃるとおり、この肺炎球菌ワクチンを接種したことによって全ての高齢者の肺炎が予防できるわけではないと思います。ほかのウイルス感染だとか、身体機能が低下したことによる誤嚥性肺炎だとか、さまざまなことがあると思いますけれども、肺炎の死亡原因の順位は全国でも第3位で、滝川市においても第3位という死亡原因の高さになっておりますので、少しでもこれによって死亡を減らすことにつながる効果があると考えています。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(5)、滝川市休日夜間急病センター条例の廃止についての説明を求めます。

(5) 滝川市休日夜間急病センター条例の廃止について
(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬係長 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(6)、新型インフルエンザ等対策行動計画についての説明を求めます。

(6) 新型インフルエンザ等対策行動計画について
(別紙資料に基づき説明する。)

織田主幹 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますか。

木 下 今後のスケジュールの中で、市の公式ホームページにて市民周知となっておりますけれども、市の広報には載せないのでしょうか。

織田主幹 ページ数も多くなることなので、計画自体はホームページで掲載させていただく予定です。広報等では、計画書が公式ホームページに載っていますという周知を検討していきたいと考えております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

窪 之 内 その他でインフルエンザ等の業務計画を作成するということになっているのですが、業務計画というとどういう形のものをこの計画の中で作成していくことになるのかということと、いつまでにこの業務計画を作成しなければならないのか、作成する目的でやっているのか、期限も含めてお伺いしたいと思います。

織田主幹 この業務計画の内容としましては、行動計画に盛り込まれて、前回もちょっとご質疑等もありましたが、今後新型インフルエンザが発生する前に市民としてはどのような予防をしたらいいのだろうか、あとはこういうことが発生したときに周知はどのようにしたらいいか、要援護者もいらっしゃるの、そういう方たちへの対策等も含めてということで、そのような計画と、さらに新型インフルエンザが発生したときに市民の健康以外に経済に及ぼす影響も大きいと思われる。また、さらに業務等で廃止しなければならないもの、休止しなければ

ばならないもの、あと継続するもの等の業務内容もかかわってくるかと思いますが、そのような内容のものを盛り込んだ業務計画と考えております。この計画の策定に当たっては、来年2月末を目標としております。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

新型インフルエンザ等ということで、他の感染症も当然入るのですが、今アフリカで発生しているエボラ熱については、例えば既に国内にそういう潜伏期間の方がいつ入ってくるかわからないような状態かどうかはわかりませんが、可能性はあると思うのです。テレビを見ていると、空気感染も含めた対策で、密閉容器というのか、減圧した袋の中にその人を入れて搬送するという場合と、何か入り口だけを変えるみたいな、国によってかなり差があるのです。滝川の場合は、市立病院の機能も含めてどんな対応が今のところ考えられているのか伺います。

織田主幹

具体的には、感染の経路だとかウイルスの病原体の状況とかによってかなり変わります。例としましては、平成21年に新型インフルエンザと言われた豚インフルエンザのことで言いますと、感染症の病院は砂川市立病院になっております。それで、滝川市立への搬入というよりは、そういうことが起きたときには保健所が経緯を確認しながら砂川市立病院に患者を搬送するというような経路でいきました。今後発生の仕方とか病原体によってもちょっとわからないのですが、感染症病院としては砂川市立病院になりますので、そのような隔離が必要な場合は砂川市立病院への搬送がまず第一に考えられるかと思っています。

清水

20ページで海外発生期という項目がありますが、まだ始動はしていないと思うので、これに対応はしていないのですが、現在のエボラ熱でいうと、この海外発生期になるとした場合、20ページ、21ページをもとに考えると具体的にどんな対応を市や関係機関、市民はとるのかということで計画がつけられているのかお伺いします。

長瀬課長

ただいまのご質疑の部分についてですが、海外発生期、エボラ出血熱を例にとりますと、現在国のほうでも、成田空港と羽田空港を中心に入りの部分のところで事前チェックをしているという状況で、今回につきましてはナイジェリアの部分も追加になりまして、確かに今国際課のほうでもそういった方面の方々が滝川にも訪問されているところでございます。それにつきましては、情報共有をしながら、情報提供を含めて、この計画書に基づき対応を行っていきたいと考えてございます。20ページの(1)、実施体制の部分の準備とともに(2)の情報収集に努めて、国、道と連携しながら協議をしていきたいと考えているところでございます。

清水

今確かに国際課ということで言われたので、これについてはJICAの研修生をアフリカ中心に滝川は毎年受け入れていますよね。現在はたしかモザンビークから8人、それとアフリカ全体から8人、計16人の方が市内に数カ月間居住されると。だから、いつ来日されて滝川に入ったのか、そういうのはわかりませんが、そういう点でいうと滝川というのはアフリカ、東南アジアとの接点が非常に大きく、常にかかなりの数の方が行ったり来たりしているということを見ると、道内でも特殊な場所かもしれないです。そういう点で、今の答弁を聞いて、今来られている方がどうのこうのということではなくて、他人事ではないということで、相当念入りにやらなければならないなと感じましたが、いかがですか。

委員 長
長瀬課長
委員 長

それでは、できる範囲で答弁願います。
今後とも国際課と情報共有しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。
続きまして（７）、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。
（７）平成26年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋部次長
委員 長

説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、（８）、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る支給状況についての説明を求めます。
（８）臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る支給状況について
(別紙資料に基づき説明する。)

杉山課長補佐
委員 長

説明が終わりました。
質疑ございますか。

窪 之 内

この支給率というのは高いと見るのか、低いと見るのか。全道的にこの程度なのか。役所に来ると毎日のように８階に上がっていく人たちは見かけののですが、もっと一斉に進むのかと思ったのですけれども、このままいったらわからないで終わってしまう人も出てくるのではないかなという心配があるのです。その辺の動向についてはどのように見ればよろしいのでしょうか。

杉山課長補佐

支給率につきましては、詳細は出ていないのですけれども、厚労省並びに道のほうで７月末現在の集計をとっており、集計結果は出ていないのですが、近隣の市町村並びに大きい市に聞いたところ、７割前後、滝川市と同じ水準ぐらいの支給率になっているということは聞いております。
もう一つ、よくわからないで、これから何もしないでという方がいるかとは思うのですけれども、周知、広報、PRとして８月中旬ぐらいに市内の福祉サービス事業所や病院等にポスター、チラシを配布させていただきました。それと、広報の９月号に折り込みチラシ、申請はお済みですかという内容のものを挟めてございます。それと、子育て世帯の臨時特例給付金ですけれども、児童手当の受給者であって、今回対象になる方については改めて申請書を再発行して郵送して申請を促していくというスケジュールで動いております。
ほかに質疑ございますか。

委員 長
清 水

たしか10月いっぱいぐらいまでで申請の締め切りがあつて、締め切り以降はするはずとはしないと、何かそういうふうに聞いた記憶があるのですけれども、その確認と、最後の申請に来られない方について今再発行ということを行われましたけれども、郵送だけの対応になるのか、そのほかの対応を考えているのか。また、福祉サービス事業所、ポスターという話もされましたが、そこに居住されている方で実際自分で申請することができない人については、成年後見人だとか、成年後見人がない場合はその事業所でかわってやるということとは可能になっているのか確認します。

杉山課長補佐

締め切りの関係でございますが、10月１日が締め切り期限になってございます。

清 水

それ以降に申請に来られた方については、原則だめですけども、規則上は特段の事情がある場合は受理できるということになってございますので、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えてございます。それと、ご自身で申請のできない成年後見人がついていらっしゃる方ですとか、寝たきりの方ですとか、そういった方の場合については代理申請が可能になってございます。それと郵送だけの対応になるのかということですが、先ほど申し上げたとおり、広報の9月号で、申請の促し行為については終わりにしたいと考えてございます。今回は消費税の増税対策なのです。そういう点でいえば100パーセントの実施が目標になると思うのです。それで、郵送というのは、不在が多い人だとか、あるいは郵送そのものを、こういう事業をやっていることを知らなければ、あけない人もいる可能性がある。しかし、それはその人が原因だと片づけられないのが今回の事業の目的だと思うのです。そういう点で、例えば住所、名前がわかっていれば訪問をするとか、そこで初めてわかるようなものもあるし、何となく9割だとかそういうところにとどまるのかなという気もするのです。そういう点で、郵送、広報以外にもっと積極的な方法をとる考え、それは今からということではないですよ、例えば9月15日まで来ない方についてはというような考え方はないのでしょうか。

国嶋部次長

郵送、その他の今後のことについてですが、まず滝川市の周知といたしましては、近隣市町村では非課税世帯、該当と思われる世帯等に絞って周知をされた市町村も多くあります。ただ、滝川市、近隣でいいましたら上砂川町などは、周知の漏れが怖いということで全世帯に周知をさせていただきました。今回の給付金の趣旨については、清水委員がおっしゃったとおりであります。私どもとしましても、100パーセントに達すればそれにこしたことはないのですが、その母体となるもの、この給付金の制度設計自体が非課税の方、課税の方に扶養されていない方という対象になります。そうなりますと、やはりご本人からの申請、それによって課税状況等が初めて確認できて、支給の対象となるかどうか確定できるということになります。ですから、事務局のほうで今考えている周知としては、先ほど杉山課長補佐から言った手段、それに尽きるのかなと思っています。これ以上の個別の例えば訪問といたしましても、訪問の対象を正直洗い出し切れない。例えば確実に非課税で支給の対象となる方で未申請の方がいらっしゃったとしても、その世帯に対して給付金の支給本部であなたは非課税ですので、申請してくれたら当たりますよということでの戸別訪問はできかねますので、現状はちょっと難しいのかなと考えております。

清 水

特に子育て世帯については、課税世帯も対象ですから、これは完全に把握できるのです。中学生以下の子供がいる家庭、これは100パーセント実施しないと、本人に申請の意思がなければ、それはまた別です。しかし、子育て世帯については非課税の場合は6万円とかになる場合があるのです。子供2人で、何か加算があって、単純に4万円とかではなくて、夫婦、子供2人で1万円ずつで4万円でなく、加算とかがついたよと聞いたことがあるので、結構な金額になるのです。だから、捕捉できないというのは、この子育てに関していえば完璧に把握できますから、それは正しくないと思います。例えば学級通信の中に入れてもらうとか、徹底してやるべきと思いますが、まず臨時福祉給付金のほうはちょっとおいておいて、子育てについて完璧に捕捉できるわけだから、最後のさらに積極的な周知方法について検討するべきだと思いますが、再度伺います。

国嶋部次長

先ほど私が申し上げましたのは、臨時福祉給付金のことについてであります。杉山課長補佐からご説明いたしましたように、子育ての給付金につきましては加算等はありません。お子様1人につき1万円、お父さん、お母さんが課税者であっても対象になる。ただ、全員が対象とも限りません。所得制限をオーバーされている方もいらっしゃいます。まずは、子育てにつきましては今期限を絞りました上で、児童手当を受給されていて、まだ申請がない方について申請書を再発行して、また通知をさせていただく。広報等の周知もさせていただくと。また、それに伴いまして、例えば残数、まだ支給されていない方が出た場合、その戸別訪問というのはなかなか難しいかもしれませんが、それについての再々度等については、その状況に応じて子育てについては対応可能なと思います。ただ、今の時点では、やってみなければわからないというのが現状でございます。

清 水

子育てについては、100パーセントを目指すさらなる周知方法があるということを含む答弁だったので、次に臨時福祉給付金については、これは要するに来ても理解できないという方がかなりいらっしゃると思うのです。独居の方だとか、そういう方については民生委員を通じてやるのが可能なのか、そういった明らかに困難だという方については何らかの方法、さらなる方法が必要ではないでしょうか。また可能であればこういう方法があるということでお伺いします。

国嶋部次長

例えば民生委員であったとしても、それをお願いする以前に、福祉給付金についてはその方が課税なのか非課税なのかというのはその時点で私どもは知るべきがございません。申請がまだの方に対して再度広く周知をするということは、先ほど来ご説明したように杉山課長補佐から言った手段は考えております。その後、対象になるかもしれないし、ならないかもしれない人に対してどのように周知をするかということについては、申しわけございません、現状では他市町村からもそういった動きは聞いておりませんし、今事務局としてはアイデアは持っていない状況でございます。

清 水

課税なのか非課税なのかを調べることは、方法がないように今答弁されましたが、庁内で手続をきちんと踏めば課税情報をこの事務局が得ることはやる気さえあれば、100パーセント可能です。それがされないということ自体がおかしいのではないかなと。行政がある事業をするときに必要な情報はきちんととれるのだということがいろんな法令で定められているのだから、それを使うべきではないですか。それも使わないということを前提にした答弁だったのか伺います。

国嶋部次長

結論から申し上げますと、可能ではございません。今回の給付金制度設計に対しては、地方税法の守秘義務が優先すると、給付金の本部のほうで、給付金を支給する立場、同じ市役所の立場であったとしても課税、非課税についての閲覧等は本人の同意がなければまかりならぬというQアンドAが出されております。当時説明会の段階において、地方自治体からもそれが可能になるような法改正をするべきではないかという要望も上がってございましたが、国は法改正をすることはないと、あくまでもテレビ、新聞、媒体等で政府のほうについてもPR、周知をすると、市町村でも可能な限りの周知をした上で、申請が上がって初めて支給、不支給の判断をするというのが国から示された制度設計であります。

清 水

今の話は初めて聞きましたけれども、国も恐らくそこまでしなくても高い給付

率が実現するだろうということと言った可能性があると思うのです。だから、まずその状況を見て、しかし非常に低いと、9割もいかないのだと、あるいは9割ぐらいにとどまっているという状況になったときに、法改正は恐らく必要ないと思います。政令とかで残り1割については実施してでも給付率を高めろという状況が生まれるという可能性もあるので、仮にそういう状況になったときは道や国に強くそれを求めるということについてお考えを伺いたいと思います。

国嶋部次長

もし制度設計が根本から変わったと、法改正であれ、政令であれ、給付金の本部のほうで課税情報等を最終確認して確定情報としてまた申請の促し等をやってもいいということになったとすれば、当然それは取り組むことになるのかなと思います。ただ、これは道に要請してというよりは、国から直の制度設計の事業でございますので、またその後支給が始まってから、国からの通知としては支給状況の調査しかまだ来ておりません。その後の説明会、意見集約等は行われていない状況です。滝川市については、10月1日締め切り、その締め切りを過ぎてもまたそういった動きがあって、制度が変わるというのであれば、当然市としてはその事業に取り組む所存でございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(9)、平成26年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(9) 平成26年度一般会計補正予算について

前田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(10)、専決処分について(損害賠償額の決定)についての説明を求めます。

(10) 専決処分について(損害賠償額の決定)

前田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

報告が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(11)、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集についての説明を求めます。

(11) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集について

前田課長

報告事項に先立ちまして、先程、清水委員から子ども・子育て支援計画策定の進捗状況の報告について質疑がありましたけれども、滝川市子ども・子育て会議をこれまで開かせていただいておりますので、その状況につきまして簡単にご報告をさせていただきます。平成25年12月に第1回会議を開き、新制度の概要説明、ニーズ調査の様式、設問の協議などをさせていただきました。第2回として、ニーズ調査の結果の報告、第3回の会議で教育・保育提供区域の設定、

量の見込み、そして今回、提案している条例整備に関して説明し、協議をいただきました。

前田課長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

まず、基準案というのはA 4でいうと何ページぐらいのものになり、これは9月中旬、パブリックコメント開始のその瞬間にホームページにアップされると思いますが、それを事前に委員会に報告するという説明だったのかというのがまず1点です。

それと、ニーズ調査のアンケート結果、これはこの前にどんな形で公表されるのかということが2点目です。

3点目は、2ページの(3)の特に必要と判断される基準については国が定める基準に上乗せを検討しということについて具体的に今予定しているものがあるのかについて伺います。

前田課長

まず、ニーズ調査の公表につきましては、非常に多岐にわたる設問がございましたので、ホームページ上におきましても公表すべく準備をしているのですが、まだ整っておりません。未就学児と小学生をお持ちのご家庭と2種類のニーズ調査を実施いたしまして、それぞれ50項目程度にわたる膨大なニーズ調査だったものですから、概要という形がいいのかを含めまして公表の仕方を検討させていただきたいと思っていますところ。それで、今回お示しする基準案につきましては、今のところA 4で10ページ程度にまとめたものがあるのか、あるいは条文を全部つくったような形で文言まで含めた形でお示しするのがいいのかといったことにつきまして、法制担当とも相談をさせていただきながら決めさせていただきたいと思っています。

上乗せ部分の措置についてでございますが、具体的に今の段階でこれを上乗せするという項目につきましては現状持ち合わせてございません。

清 水

報道によると、3の(2)の①と②の中で保育士の資格を持っていない方でも全職員数の例えば3分の1まではいいとかという、だからかなり規制緩和が政令とかで出されたのか、出されようとしたのか、そういう報道がありましたよね。国の基準、国が定める従うべき基準の中にそういうこれまでよりも資格要件が緩和されるというような内容はありますか。

前田課長

今おっしゃった部分につきましては、2番目の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の中に出てくる項目になろうかと考えてございます。家庭的保育事業というのは、ゼロ歳から2歳までを対象とするものと規定されておりますので、この中に保育ママですとか、そういった概念がマスコミ等でも出されております。それで、先ほど少しお話をしたのですが、現状滝川市におきまして27年度からこの家庭的保育事業を運営する事業者なりというのはいないと今のところ把握をしておりますので、そういう決めが適用される場所もないと見込んでおります。それで、滝川市の保育あるいは幼稚園をめぐる状況がまずはどういうふうに見込まれるのかということを見込んだ上で、家庭的保育事業の運営をする事業者がいるとか、あるいは希望が出てくるかといったところで判断をする必要が出てくるわけですが、今のところはこの事業者に該当する者はいないと把握をしております。

清 水

実態をお伺いしたいのですが、無認可保育所、あるいは道の補助を受けていな

い幼稚園と標榜している幼稚園、それと事業所内保育事業の保育にかかわる労働者で資格を持っていないという人がどれぐらい働かれているか、あるいは一人もいないというのか、そのあたりの把握をしていればお伺いしたいと思います。

前田課長

どの施設におきましても、必ず保育士の資格を持った人間はいるということは把握してございますけれども、無資格者がまざっているかどうか、詳細な資料は手元にはございませんが、必ず資格者がいるのは間違いないと把握してございます。

委員 長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

ちょっとわからないのですけれども、各種基準については国が示す基準を基本と捉えというふうになっているのですが、国が定める基準の中で従うべき基準と参酌すべき基準があって、従うべき基準がもちろんここで言う国が示す基準に入るのだと思うのですけれども、参酌すべき基準というのは地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準であるわけですが、参酌すべき基準も国が定める基準として、これもそういう基準なのだと捉えていいのか、参酌すべき基準はここで言う国が定める基準以外だと考えているのか、お答え願います。

前田課長

委員のおっしゃったように、参酌すべき基準というのは地方自治体が十分参酌した結果であれば実情に応じて変えることができると示されてございます。ただ、この3つの条例につきましては、参酌すべき基準につきましても全国に向けて統一した内容を発信されておりまして、それに果たして私どもの滝川市が適合するかどうかという観点で見させてはいただきますけれども、基本的には従うべき基準と同様に、参酌すべきとして示された基準につきましても滝川市はそれを基本としたいと考えてございます。

委員 長
清水
委員 長
清水

ほかに質疑ございますか。

先ほど、答弁漏れがあったのではないかと思います。

それでは、質疑をもう一度お願いします。

パブリックコメントを始める前に、常任委員会にその基準案を説明する予定があるか伺います。

委員 長
清水
前田課長

委員会への報告はその前にするのかという質疑だったのですか。

委員長の積極性もお伺いしたいということです。

現状9月中旬から10月中旬にかけて実施をしたいと考えておりまして、本会議等の日程もございますので、常任委員会の中でというのは難しいかなと思うのですが、もし可能であれば机上配付といったような形で対応させていただければと思っております。

清水

ニーズ調査も委員会に報告する考えがあるかということもあわせてもう一回聞きますけれども、仮に机上配付がされますよね。それを委員が読んで、所管にそれぞれ感想や要望を言うということと常任委員会の中で議論をするというのでは全然違う。別物なのです。委員長のお考えを伺いたいと思います。

委員 長

所管のほうで本会議等々の日程もあってなかなか調整で難しいということですが、所管と委員長で打ち合わせをさせていただいて、委員会への報告が可能なかどうかということは一任していただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、所管との打ち合わせをさせていただきます。
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(12)、平成26年度介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

菅野係長
委員 長 **(12) 平成26年度介護保険特別会計補正予算について**
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わりました。
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(13)、地方分権改革第3次一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集についての説明を求めます。

(13) 地方分権改革第3次一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について

柳 主 幹 (別紙資料に基づき説明する。)
委員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

清 水 これまで国の省令で定められていたというものを条例で定めるということになると、かなり膨大な量なのかなと。介護保険法の手引は分厚いですよね。まず、
どういう分量になるのかというのが1点目です。
これは、条例だけでは当然足りないから要綱、規則となっていくと思うのですが、その点についてが2点目。
それと、3点目は、介護保険法が通常国会で、社会保障一括法でしたか、かなり法改正があったのです。これについては新たな法改正なので、省令もできていないのだと思うのです。そういう点で、要するにまだ施行日を迎えていないと思うので、現状と大きく違う条例になると、これまでの政令とは大きく違うものになるというような主なものについてお伺いします。

柳 主 幹 まず、1点目の分量についてですが、(1)の基準についてですけれども、現状の基準の中では全体で32条の項目になっております。ページ的には、A4サイズで9ページぐらいの条例のサイズになります。それから、もう一つの(2)については、実際の施行規則の中の部分ではA4サイズ1枚ぐらいの分量。それから、(3)については1行程度の分量でございまして、この条例をもしかして(1)の中にあわせて規定することになるかもしれないですし、(3)のあらわし方については法制担当と相談して位置づけ方を考える形になります。それから、要綱、規則への派生ですけれども、現行の基準の中には、通常要綱、規則に条例化して移るときには厚生労働大臣が定めるとか、それから市町村長が定めるとか、そういう言い方にならざるを得ないのですけれども、今回の基準の中には厚生労働大臣が定めるといった文言は入っておりませんで、現行もこの基準に沿ってやるときに要綱、規則をつくる必要はない状況にありますので、今回条例に移ることによってもそういった要綱、規則は出てこないと考えております。

介護保険法の社会保障一括法の云々というところですが、今回の3つの

基準の条例移行に関しては、今委員がおっしゃられた介護保険法の最近の改正の部分にはちょうどかぶらない部分でございますので、今回の基準の条例化によって何かそれに合わせて改正しなければならないという部分は特になく状況です。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

この場合のパブリックコメント、市民意見公募のとり方ですけれども、一般的な市民だけを対象としたものにするのか、例えば介護事業者へ特別な意見を求めるといったような、そういったことは行う予定はないのかについて、また公募の仕方についてもお伺いしたいと思います。

柳主幹

パブリックコメントの行い方ですけれども、今回は地域包括支援センターに関する運営の基準の部分だとか、職員の配置、それから地域包括支援センターが行う介護予防支援事業の内容についてですので、特に介護事業者から意見を伺うといった部分は、現行どおりの取り組みがただ条例にスライドする形が主ですので、特に意見を伺う部分はないかと思っております。パブリックコメントの実施方法ですが、前回も分権一括法の関係で3年ぐらい前に実施していますけれども、そのとおりのやり方でホームページでPDF文書を閲覧できるようにしたり、介護福祉課や市立図書館、江部乙支所、そちらのほうで内容が確認できるような体制はとっていきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(14)、「老人ホーム緑寿園」の建替えについての説明を求めます。

(14)「老人ホーム緑寿園」の建替えについて

須藤主査
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

建てかえまでは市が全面的に協力をするということで、各部がこういう形で参加して、最終的なユニットと多床室の比率は7・3ということが常任委員会へ報告されたのが最終だったのですけれども、それから変更があるのか、主な変更があればお伺いします。

2点目は、資材の高騰、建設労務費の高騰と、かなり上がっているということの影響や、また医療、福祉労働者の人手不足、これが非常に顕著になっていると、こういった状況との関係はどのように乗り越えてやっていけるという計画を立てているのかお伺いします。

須藤主査

1点目のユニット型の割合ということですが、現状、まだ基本設計がこれからスタートするというので、基本設計の中で基本計画を策定することになっております。その中にユニット型の割合ですとか、施設の規模、概算の工事費ということも盛り込んでいくことになります。最終的には、今年度いっぱい基本設計をするということになりますので、最終のリミットは今年度いっぱいということになります。

もう一点の資材高騰等、人手不足ということもありますけれども、今後基本設計をしていく段階では、既に今月終わりから現場職員の意見、入所者の意見、当然基本設計業者であります久米設計との協議、そして市ともいろいろ話し合いの場を持ちながら、そういったことは話し合われる必要があると思います。

現状資材高騰という部分がありますけれども、久米設計から上がってきている提案部分について事業団側とも市の建設部とも話をしておりますけれども、今のところの状況であれば建設工事は実施できるという判断をしております。

清水 ユニット型移行に伴う入所者の負担増については、市がどこまで支援するかというのは明快な答弁はないですけれども、そこは支援していくということが到達点ですが、それについてその後どのように具体化、あるいは協議が進んでいるのかお伺いします。

須藤主査 厚生常任委員会におきまして、当然7・3の割合でユニット型に移行した場合について自己負担の額がふえるということで、市としてもそれ相応の対応は必要という話をさせていただいております。ただ、まだ、今回第6期の介護保険事業計画を今策定をしなければいけない状況ですけれども、国からも居住費の額ですとか、そういったものがもしかすると変更になるかもしれないという状況にあります。今その現状において、幾ら負担をする、誰に何年というのをお話しできる状況ではないといえますか、検討がまだ進んでいないというのが正直なところであります。国の動向も注視しながら、基本設計が終わる今年度いっぱいを目掛けて検討、詳細なところを詰めていく必要があると思っております。

清水 人手不足というのは非常に深刻だと思うのです。給料だけではないので、待遇がいいということと労働条件です。夜勤と準夜勤、いろいろありますが、そういうのが本当にその人の健康だとか、働いている人たちにとっていい施設と悪い施設があるという話も聞くし、そういう点ではユニット型、恐らく7・3とかになってくるのだと思うのだけれども、その場合三十何人増員が必要だと聞いたのですが、何カ月間ぐらい、要するに移行する前3カ月だとか6カ月訓練しなければならないでしょう。そういうのは今の時点でどれぐらいの期間が必要だと考えていますか。

須藤主査 正直今の段階でどのぐらいのスパンが必要かということは持ち合わせておりません。ただ、事業団側と話し合いの場を持つときには、今現状において既に施設整備をされた道内11カ所の施設に現場職員も見学に行っております。ユニット型に移行した場合について、当然介護職員はふやさなければいけない。その待遇の問題もやはり現場としては一番問題だという認識のもとで動いておりますので、今後基本設計、実施設計を進めていく中では、当然介護員の待遇も含めて、あとは働きやすい環境をつくるということも少しずつ進めていく必要があるし、スケジュール的にも設定をする必要があると市も思っていますし、その辺の危機感は事業団側にもあると思っております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 新聞で、久米設計に決まったときの報道で絵が載っていたのです。一定の限られた敷地につくるわけですから、たしか2階か3階建てだったと思うのですけれども、そういったところは基本計画もこれから、基本設計もこれからなのですけれども、一定の高層階、何階かにしなければだめだというようなことは決まっているのでしょうか。

須藤主査 まず、特別養護老人ホームの居住スペースにつきましては、国の基準で1階、2階に設けなければいけないという基準があります。限られたスペース、建設規模を極力少なくするという意味では、やはり1、2階に特別養護老人ホームを配置するとなれば、3階に養護、軽費というスタイルということになるのか

委員長

と思います。ただ、こういった部分につきましても、今後基本計画、基本設計の中で詰めていくということになるかと思います。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(15)、市民後見人養成講座の実施についての説明を求めます。

(15) 市民後見人養成講座の実施について

須藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

まず、3市町民に限るということですが、滝川市はこのための予算措置はないのですよね。ないのになぜ3市町に限るのか、何かそれは根拠があると思うので、それを伺いたいと思います。

それと、26年度で、これは足すと92市町村で道内の約半分ぐらいになるのですが、一遍にできないから随時順番にやっているということなのか、それとも何年度で終了とか、全体のことについて伺います。

3点目は、ちょっと意外だったのですが、出席とレポートで全員が裁判所に登録できると見えるのです。少なくとも今までの成年後見人というのは、司法書士だとか、社会福祉士だとか、弁護士だとか、かなりの専門職だったのと比べると、一気に一般化したなということ、しかも先着順ということでちょっと驚いているのです。全くだめだとは言わないけれども、この人は適性がないのではないかというような人は途中で落とすとか、そういうことは一切ないのですか。レポートの内容が余りにもひどければ落とすとか、出席の態度が余りにも悪ければ落とすとか、そのあたりについて伺います。

須藤主査

まず、1点目の市の予算の関係ですが、今回の事業についてはあくまでも北海道の事業となっております。北海道で事業の予算組みをいたしまして、振興局別に今回この養成講座を実施しております。先ほども説明をさせていただきましたが、26年度に空知管内で実施をしたいと手を挙げたところが今回の滝川市、新十津川町、妹背牛町という3市町になります。北海道から委託されている東大側でも、さすがに3市町別々にやるということにはならないということで、今回1カ所にまとめて滝川市で開催をするという運びになっております。

また、この事業についてですが、3カ年でやります。92市町村ということになりますが、あくまでも北海道の事業としてやるのはこの3カ年、26年度いっぱいということになります。あとは、個別の各市町村におきましてこの養成講座を実施をするのか、しないのかという判断になっていくと思います。したがって、単純に北海道内では92市町村しか市民後見人の養成を行っていないということになります。

最後ですが、養成講座を受講する人は誰でもいいのかというお話だと思いますけれども、まずこの養成講座を受講されて修了された方につきましては、修了したということで登録という形になります。実際に市民後見人として活動するということになれば、あくまでも成年後見人として選任するのは家庭裁判所になります。そうする前に、市のほうに家庭裁判所から、誰か地域で市民後見人を担ってくれる方はいませんかというお話があります。その段階で当然

面接と選考等をして、家庭裁判所に対して推薦という形になると思います。推薦をして、さらに家庭裁判所でその方が適した方なのかどうかということを判断して審判が下るという運びになっておりますので、まずは私たちとしては、今回市民後見人養成講座という名目では確かにあるのですが、実際に市民後見人だけではなくて、成年後見制度、そしてあとは認知症のこと、障がい者のことをより広くわかっていただこうということも含めてこの講座を実施するというところをご理解いただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(16)、公の施設の指定管理者の公募についての説明を求めます。

(16) 公の施設の指定管理者の公募について

鈴木係長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

2. 第3回定例会以降の調査事項について

委員長

それでは、2、第3回定例会以降の調査事項につきましては別紙のとおり確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

3. その他について

委員長

3、その他について、委員から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員長

それでは、4、次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で、第44回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 15:45